

鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（平成13年3月26日付医第2309号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第1条～第16条 略					第1条～第16条 略				
<p><u>附 則</u> この要綱は、令和6年9月20日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。</p>									
別表1（第3条関係）					別表1（第3条関係）				
1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
略					略				
遠隔医療設備整備事業 (略)	略	略	1 遠隔病理診断	略	遠隔医療設備整備事業 (略)	略	略	1 遠隔病理診断	略
			(1) 支援側医療機関 4,598千円					(1) 支援側医療機関 4,598千円	
			(2) 依頼側医療機関 14,198千円					(2) 依頼側医療機関 14,198千円	
			2 遠隔画像診断及び助言					2 遠隔画像診断及び助言	
			(1) 支援側医療機関 16,390千円					(1) 支援側医療機関 16,390千円	
			(2) 依頼側医療機関 14,855千円					(2) 依頼側医療機関 14,855千円	
			3 <u>オンライン診療装置</u> 8,250千円					3 <u>在宅患者用遠隔診療装置</u> 8,250千円	
略					略				
別表2 略					別表2 略				